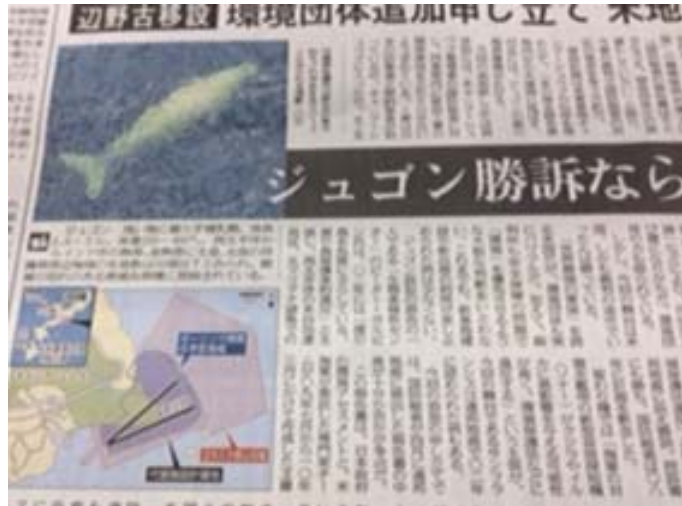


辺野古の海とジュゴン

拙著『災後の新聞』にも再三にわたり引用したが、中日新聞(東京新聞)の「特報」は扱うテーマと鋭い追及により、新聞記事のなかでも特筆される。とりわけ「3・11」後の原発報道に象徴されるが、最近の沖縄についての報道も注目される。

8月30日中日朝刊の特報は「ジュゴン勝訴なら工事暗礁?」である。米サンフランシスコ連邦地裁は、日米の自然保護団体などが米国防総省を相手に事実上の工事中止を求めた追加申し立てを受理した。早ければ半年以内



に結論が出ると言う。認められると、力づくで強引に進められる辺野古移設工事は暗礁に乗り上げる。

原告団に加わる日本環境法律家連盟の籠橋隆明弁護士(先にレポートした中部空港住民訴訟の弁護団の中心、私の証人尋問担当)は、次のように説明する。「日米地位協定で、米国は米軍基地に排他的管理権を持つ。つまり、基地への出入りには米軍の許可が必要で、それは米国の法律、司法判断に縛られる。申し立てが認められれば、工事は事実上できなくなる。」

写真のように、名護市辺野古の東方約5キロの沖合をジュゴンとみられる海獣が泳いでいる。ジュゴンは日本の文化財保護法で天然記念物に指定されている。文化財ゆえ、米政府は米文化財保護法(NHPA)により、日本のジュゴンの保護措置をとらねばならないというのが、原告側の論理だ。ジュゴン勝訴なら、キャンプシュワブに移設工事の車両は入れなくなり、辺野古移設工事にストップがかかる。

このほかにも、8月26日の「海も陸も警備過剰 辺野古ボーリング調査」、27日の『対等』の日米安保と矛盾 集団的自衛権」も核心を突く。27日特報は「安保法制懇”VIP待遇”」とも報じている。安倍首相に集団的自衛権の行使容認に向けた報告書を提出した私的懇談会であるが、場所代2時間20万円、食事代1人4100円である。国家安全保障局の説明では「北岡伸一座長代理などは著名大学の学長・教授であることを考えれば、各国のVIPと同様の処遇を行うこととしても一般常識に照らして過度な接受にはあたらず」という解釈ということだ。こうした解釈が一般常識なのか、税金の使い方が庶民感覚から許されるのか。今後も鋭い特報を期待したい。

(2014年8月3日)